

遺言書文例①

遺言者：夫 法定相続人：妻、長男、長女

相続財産：預貯金 3 行計 1,600 万円、国債額面 400 万円、土地・家屋時価 2,000 万円

遺言書

遺言者 夏野蝉男 は、次の通り遺言する。

- 次の財産は、妻・夏野海子に相続させる。
 - 土地
所在地：愛知県豊明市新田町子持松
地番：123 番の 1
面積：100 m²
時価：1,200 万円
 - 家屋
不動産番号：1234567890123
所在地：愛知県豊明市新田町子持松 123 番の 1
住居表示：愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1
家屋番号：1234 番 15
構造：木造瓦葺 2 階建
床面積：1 階 65 m²、2 階 40 m²、延床面積 105 m²
建築年月：平成 3 年 4 月 1 日
時価：800 万円
- 次の財産は、長男・夏野空男に相続させる。
 - 預金
〇〇銀行〇〇支店 普通 1234567 600 万円
 - 国債
額面 400 万円（〇〇銀行預り）
- 次の財産は、長女・夏野睦美に相続させる。
 - 預金
△△銀行△△支店 普通 2345678 400 万円
□□銀行□□支店 普通 3456789 600 万円
- 祭祀承継者は、長男・夏野空男を指名する。
- 生命保険金は、土地家屋の維持費及び長男・空男、長女・睦美の進学・結婚等の費用並びに妻・海子の療養費に充てるため、受取人である妻・海子名義で管理すること。
- 遺言執行者として、行政書士〇〇〇〇を指名する。

7、 付言事項

私が死んだ後も、家族力を合わせて生きていくように。特に空男は、長男としてお母さんの世話をしてやってほしい。睦美はまず立派に大学まで卒業することを考えて勉学に励んでほしい。

平成 23 年 8 月 1 日

愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1

遺言者 夏野 蝉男



※遺言書の書面が 2 枚以上になった場合は、全て一つの封筒に封印しておけばそれで有効になりますが、念のため、ホチキスで綴じて境目に実印で割印を押しておくとう完璧です。

※土地家屋の表示及び預貯金・国債等有価証券については登記簿謄本や預金通帳、有価証券の預りの証明書類を見ながら、間違いなく特定できるように記入しましょう。

※死亡保険金は遺産とは別に保険金受取人に受け渡しされます。法的には死亡保険金は受取人の収入となりますが、これが元で遺言したにもかかわらず紛争が起こらないとも限りません。死亡保険金については管理者・用途を定めて有効に使ってもらえるように遺言しておきましょう。